

民事訴訟通知書

以前、㈱ NPCより商品を通信販売にて御購入なされた際の商品代金の入金が、平成19年12月1日現在、未だ確認されておりません。貴殿から商品発注を依頼したのにも関わらず、一向に ㈱ NPCに対し連絡無き為、平成19年12月5日をもって、私ども森谷合同法律事務所が法廷代理人として ㈱ NPCの依頼により担当させていただくことになりました。今後は当事者間での解決が見込めない為、民事訴訟法に基づき訴訟手続きを行わせていただきます。

尚、以下の裁判執行予定日までに当方に連絡無き場合、指定簡易裁判所から口頭弁論通知書の送付後に出廷となり、当方の主張が全面的に受理され訴訟を開始させていただきます。その後、貴殿の給料等の差し押さえ、不動産等、動産物等の、財産の差し押さえを執行役員立会いの下、強制執行を行わせて頂きます。

以上をもちまして訴訟通告とさせていただきます。

訴訟内容の詳しい説明がある為、お手元に届き次第、大至急ご連絡下さい。

裁判執行予定日 平成19年12月28日

㈱ NPC

代表 斎藤 哲哉

東京都千代田区一ツ橋3-11-15-8F

TEL 03-3980-2280

森谷合同法律事務所

弁護士 森谷 深一

東京都港区西新橋5-10-14-4F

TEL 03-5951-2371